

## 高知家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

### 1 開催日時

令和2年2月13日（木）午後3時から午後5時まで

### 2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

赤松正規，石井寛也，稲玉祐，岡村憲男，黒野功久（委員長），佐藤章，中島由美，中橋紅美，中山美香，深見英治，（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，家裁調査官，総務課長，総務課課長補佐

### 4 テーマ

親ガイダンスの取組について

### 5 議事

#### (1) 委員長の互選について

互選の結果，黒野委員が委員長に選任された。

#### (2) テーマに関する説明

家裁調査官から，高知家裁における親ガイダンスの取組について説明した後，DVD「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の年代別説明編の「小学校低学年頃」を視聴した。

#### (3) 意見交換

（◎委員長，○委員（裁判所委員を除く），●裁判所委員，■事務担当者）

◎ 先ほどの説明の中で，分かりにくかった点や疑問点がございますか。

○ 調停が成立した後は，当事者の自主性に任せるとい形になりますか。

● 裁判所が関与できるのは，調停の事件が裁判所に係属している間だけに

なります。調停が成立すると、当事者間で親権者をどちらにするか、どのような方法で月何回程度面会を実施するかということを合意しますので、成立後は、合意に基づいて父母に実施していただくこととなります。

◎ 親ガイダンスの取組として配布しているパンフレットやリーフレットについて、記載内容や配布時期などに関する御質問や御意見はございますか。

○ このパンフレットやリーフレットは、どの程度、配付された親御さんが中身をしっかりと読まれていると感じられていますか。

■ 親御さんによって、読まれる程度、読んだときの理解度は様々だと感じています。調停に立ち会った際には、感想を聞くというところから入っていきます。それにより、どの程度読まれているかということが分かりますので、補足すべき事項を調停委員又は家裁調査官から事案に応じて具体的に説明して、さらに理解を促すようにしております。

○ 調停で養育費や面会交流について合意ができて、なかなか履行されないケースがあると思いますが、そのような場合にどのようなことができるのかという救済策についての記載がパンフレット等に付随してあればありがたいと感じました。

◎ パンフレットの記載につき、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。ここで、履行確保の方法等について御説明いたします。

● 確かに、養育費の支払が履行されないというケースはあります。そのような場合に一番簡便な手続は、履行勧告というものになります。これは、履行を勧めてほしい旨を裁判所に電話で連絡すれば、家裁調査官が本人に養育費を支払うように促すというものです。ただし、この手続には強制力がないため、仮に本人がお金がないとって支払わない場合には、それ以上の強制はできないこととなります。もう一つは、財産の差押え等の強制執行の手続です。面会交流の場合、その定め方によって強制的に面会交流をさせることができるかは意見が分かれておりまして、抽象的な合意のみの場合には強制的な手続をとることができません。履行勧告を行っても面会

交流が実現しない場合は、改めて調停を申し立てていただいて、調整するという方法もあります。

- 平成30年の高知市の離婚件数が633件であるというのを目にしましたが、その中で調停によるものの割合や裁判に持ち込まれる割合はどの程度あるのでしょうか。また、調停は離婚協議中に行うのでしょうか、それとも、離婚成立後に行うのでしょうか。
- 具体的な割合は資料を持ち合わせていないためお答えできませんが、調停ができなくて裁判に持ち込まれる件数は年間20件程度です。また、離婚は裁判所の手続でなくとも、当事者による協議でもできます。協議ができなかった場合は調停事件を申し立てて話し合いを行うことができます。調停でも合意ができない場合に裁判を起こすことができるということになります。
- 経験上、離婚後にお子さんが安定するまでには一定の時間がかかると感じています。調停中に親御さんに配慮事項を伝え、お子さんに対する関心を寄せ続けることも大切であると思いますので、離婚成立までが全てではなく、その後の見通しについても触れてあるとよいと感じます。
- 心の安定に関しましては、児童相談所への養育相談であったり、お子さんの状況が難しくなれば少年鑑別所の援助という点をお話しさせていただくこともあります。精神的に不安定な方を医療機関につなぐ場合もあります。お子さんへの接し方では、離婚の際には面会交流の問題が生じることが多いので、その段階で面会交流のリーフレットを親御さんに配付してどのようにお子さんに接するかという点について、調停の中で説明して受け止めていただくようにしております。
- ◎ 養育費の支払確保の点につきまして、4月1日以降、債務の履行の確保に関する法改正が行われます。一定の要件を充たせば、裁判所から金融機関に対して預金について照会することができるようになります。この法改正の大きな趣旨は、養育費の未払いを少しでも減らしていこうという点に

あります。

- 調停に要する平均的な期間はどの程度でしょうか。また、できることとできないことがあるかとは思いますが、児童相談所などとの協力体制を見える化することが大切だと感じます。
- 調停は、短いものであれば1回で終わるケースもありますし、お子さんをめぐる紛争が激しいものであれば1年程度かかってしまう場合もあり、事案により様々です。中には、合意ができて調停は終了させずに、面会交流を2、3か月間やってみるというケースもあり、この場合には長くなります。連携という点では、最近では地域の中での裁判所ということが言われており、成年後見制度では市町村と協議を行っています。成年後見制度以外では、調停の中でこういった機関とどのような連携がとれるかといった点についてはまだ協議はできていませんが、今後の課題であると認識しております。
- DVDの中で、子どもに夫婦間の不和を見せないという点に触れられていましたが、これは大事だけれど難しい部分だと思います。この点について当事者の方からどうすればよいのかという質問は出ますか。
- この点については、多くの方が難しいとお考えになるところです。そのような気持ちを持つことはやむを得ないというところから入りまして、一呼吸おいてから話をしてみてください、少なくともお子さんが物理的に違う部屋にいるときに話してください、ということを親御さんの生活スタイルに合った形でお話をしています。それでも現実的に言い合いになることもありますので、その場合にどのようにフォローするとお子さんにとって負担が少ないのかという点についてもお話をしています。
- 個別のケースで具体的に踏み込んで助言をされているようなので、そのような点についてもパンフレットに記載して情報提供を行ってもよいのではないかと感じました。
- 調停に持ち込まずに離婚した場合、その後の面会交流は当事者に委ねら

れ、裁判所は関わらないのでしょうか。

- 例えば、離婚する際に週2回の面会交流を合意していたとしても、週2回の面会交流は難しいという事情が生じた場合には、離婚後でも面会交流の調停を申し立てることができます。また、養育費を月3万円と合意していた場合でも、お子さんの進学で3万円では少ないとの事情が生じた場合などには、改めて養育費の調停を申し立てることができます。このように、離婚後においても裁判所に対する調停の申立ては可能となっております。
- 調停委員に対する研修は、定期的に行われているのでしょうか。
- 定期的に行っております。裁判所が主催する研修のほかにも、調停委員による自主的な勉強会も行われており、研修の機会は多いです。
- パンフレットのように文字のみでは具体的なイメージが持ちづらいので、映像を通して想定されるお子さんの姿を見ることで、この点も気にかけないといけないという点なども広がって理解できるという点で、DVDは良いと感じました。DVDの内容も短く、大事にしなければいけない点が3つの視点にまとめられており、非常に理解しやすかったです。実際にこれを活用されている場面では、対象のお子さんの年齢の部分を選んで見られているのでしょうか。親御さんの気持ちになってみると、気持ちが荒れているときは、大事だと思っけていてもそれを受け止める余力がない場合もあると思います。気持ちが落ち着いてきたときに、振り返ってもう1回DVDを見たいという親御さんはいらっしゃいますか。また、そのような視聴の仕方はできないのでしょうか。
- 経験上、もう1度視聴したいという方には出会っておりません。確かに、気持ちが落ち着いてから改めて見ると、見えていない子どもの表情や親御さんの声かけが目や耳に入ってくるという場面があると思いますので、今後の運用について考えていかなければならないと感じました。調停の中で家裁調査官が関与する事件の当事者の方は、調停の中でも調停の土俵に乗りにくい、気持ちが混乱している方が少なくありません。そのような場合は、

いったん調停と離れたところでお気持ちをお聞きして、少し整理されたところでDVDと同じ内容を御説明して、考えていただいたうえで改めて調停に臨んでいただくということもしております。

- 子どもは、愛情をかけられたことはずっと残っているのではないかと思います。そこで、将来、子どもが希望を持てるように、子ども向けのDVDがあってもよいのではないかと感じました。
- お子さん向けのDVDではありませんが、お子さん向けに裁判所の手続や両親が不和になっているけれどお子さんに責任はないという内容を書いている絵本などがあり、それを調査の中で活用する場合があります。
- 先ほど、履行確保に関する法改正の話がありましたが、今後の見通しはどうでしょうか。
- ◎ せっかく判決や調停によって法的に認められたものが支払われないというところを少しでも減らしたいというところが背景にあります。今後、どのように利用されていくかは現時点では分からないところです。
- ◎ 夫婦間のもめごとと親子関係を切り分けて考えるのはなかなか難しいという現状がありますが、効果的な働き掛けについて御意見をお聞かせください。
- 私自身も、日々悩ましいと感じているところです。多いパターンとしては、本人は、夫婦間のもめごとと親子関係を切り分けていると考えているので、こちらから切り分けるよう提案しても、私は分けて考えていると押し問答になることがあります。そのような方にパンフレットを見せても、自分の思いとは異なる、自分には当てはまらないとして、門前払いになって聞く耳を持たないケースもあります。
- 一つの手法として、視覚化せずに頭で考えるとすれ違いやすくなりますので、本人が考えていることを書き出してもらおうとよいと思います。例えば、本人がこうしたいと思っていることとこうしなかった場合のことの二つに分けてメリット・デメリットを書き出してもらい、相手方にも同じこ

とをやってもらいます。その中で、そうではない選択肢のメリットや自分のやり方の問題点が客観的に見えるような関わりをして、それを一緒に考えるというやり方を医療の場ではすることがあります。これが必ずしもうまくいくわけではありませんが、問題解決を意識しやすくなるのではないかと思います。

■ 調査の際には、どのような考えを持っているのか、これからどうしたいのかという点までは、養育プランニングシートを利用して聴取することが多いですが、先ほど御指摘のあった、そうではない選択肢を選んだときのメリット・デメリットというところまでは踏み込んでいないのが実情ですので、非常に参考になりました。

○ もう一つの手法として、価値観の多様性ということが分かっていない場合がありますので、同じ出来事に対していろんな価値観があるということをおあらかじめ認識してもらおうことです。例えば、何が人生にとって大切かという質問に対して3つ選んでもらうと、人によって、お金であったり、家族であったり、仕事であったりと様々であるということが分かります。こうすることにより、価値観の違いに関する理解が深まり、相手にも違う価値観があって相手はこれを大事にしているということが理解でき、話合いが円滑になる可能性があると感じます。

◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

#### (4) 次回の予定

ア 開催日

令和2年7月16日（木）

イ テーマ

高知地方・家庭裁判所における防災について

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

エ 開催方法

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催